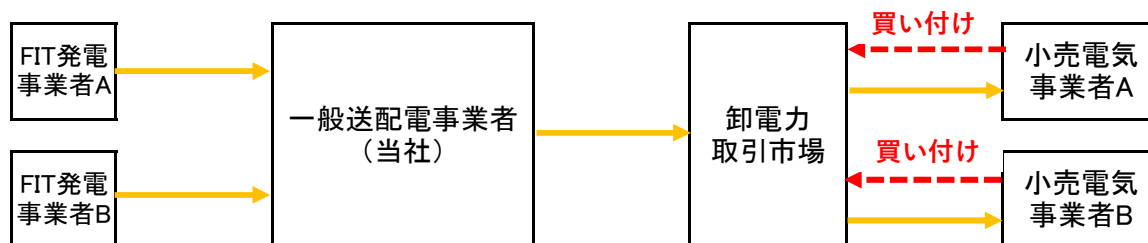


再生可能エネルギー電気特定卸供給契約について

一般送配電事業者(当社)が発電事業者から調達したFIT電源については、原則として「卸電力取引市場」を経由して小売電気事業者へ供給することとしております。

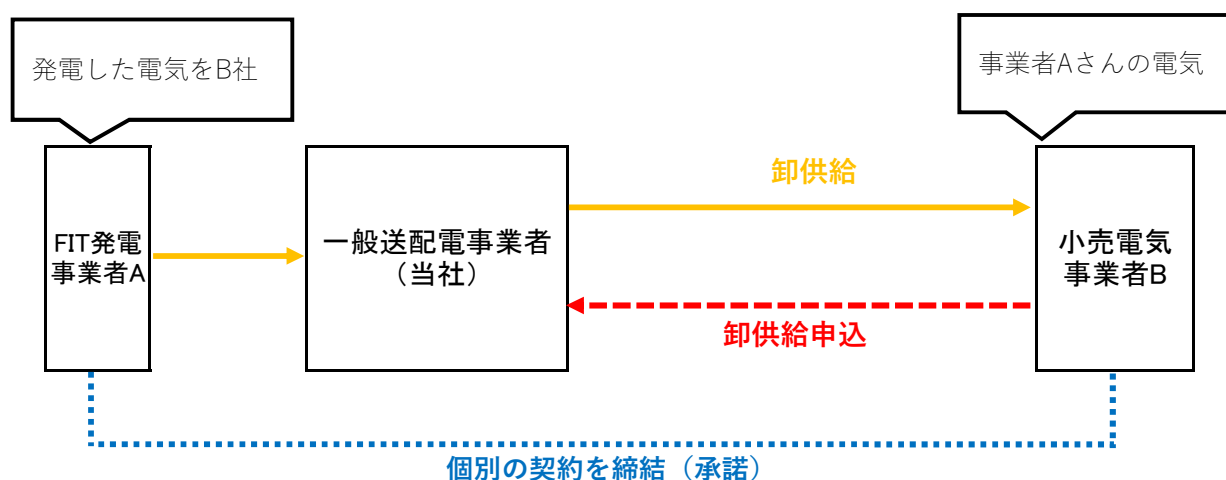
【卸電力取引市場を経由した供給】



《再生可能エネルギー電気特定卸供給とは》

小売電気事業者などが、特定の再生可能エネルギー発電設備(発電事業者)において発電する再生可能エネルギー電気の卸供給(卸電力取引市場を経由せず、直接一般送配電事業者から供給すること)を希望する場合に、当社の送配電ネットワークを介して、当該契約者に供給することをいいます。

なお、小売電気事業者などが特定卸供給を希望する場合、発電事業者が卸供給を承諾していることが要件となります。



小売電気事業者などとの間で個別に契約しており、卸供給について承諾をしている場合は、低圧系統連系申込書の「特定卸供給の希望」の欄にチェックをご記載ください。

再生可能エネルギー電気卸供給約款 にもとづく特定卸供給の希望	有り	※特定卸供給については、別紙1をご参照ください。
-----------------------------------	----	--------------------------

(参考)

再生可能エネルギー電気卸供給約款

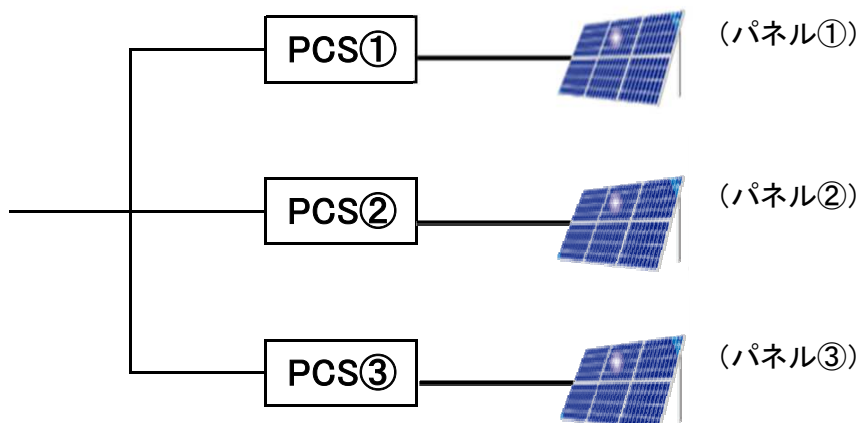
<https://nw.tohoku-epco.co.jp/consignment/notification/>

申込書に記載の最大受電電力の算出方法について

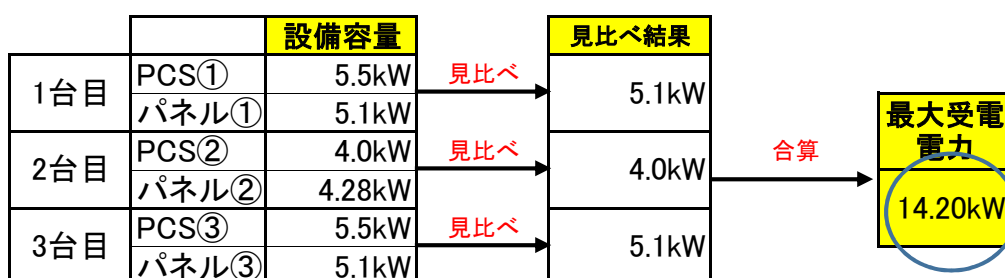
「最大受電電力」については、PCS(定格出力)と発電設備(最大出力)のどちらか小さい容量(出力)を小数点以下第二位までご記入願います。

具体的には、以下の例をご参考に算出のうえ、ご記入くださいますようお願いいたします。

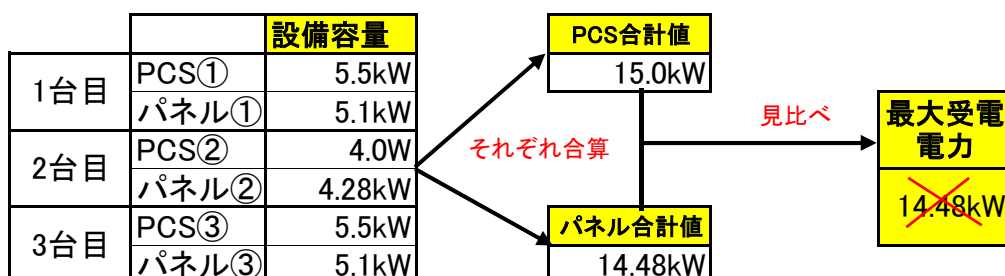
【太陽光発電システム イメージ図】



【正】PCS1台ごとに、そのPCSに接続するパネルの容量と見比べを行ない、見比べた結果の小さい容量を合算する。



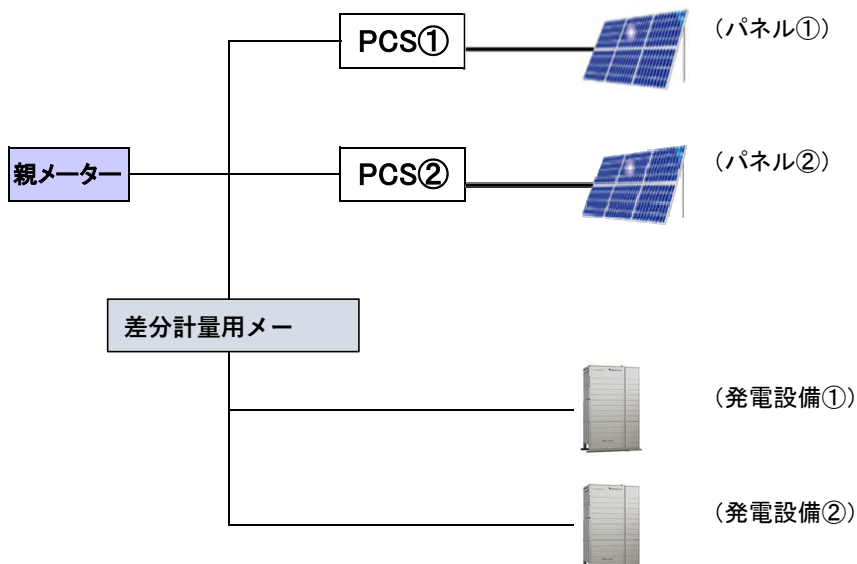
【誤】PCSの全数合計値とパネルの全数合計値を見比べする。



申込書に記載の最大受電電力の算出方法について(差分計量を適用する場合)

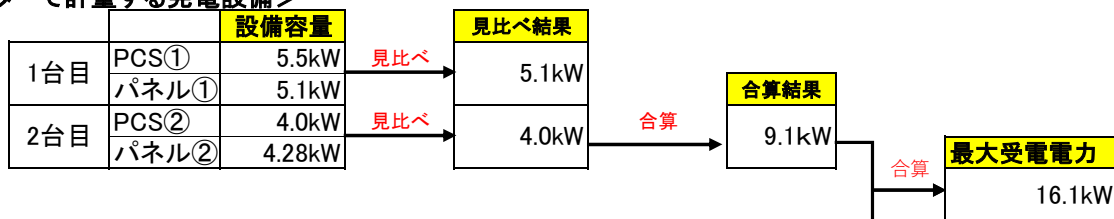
差分計量を適用する発電設備の「最大受電電力」については、差分計量用メーターで計量する発電設備容量の合計と、親メーターで計量する発電設備容量の合計を合算します。

【差分計量 イメージ図】

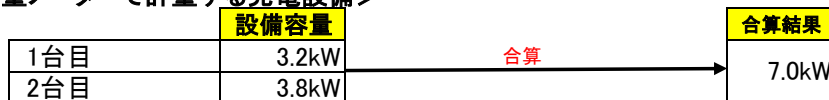


PCSにより制御する太陽光発電設備は、PCS1台ごとに、そのPCSに接続するパネルの容量と見比べを行ない、見比べた結果の小さい容量を合算する。

＜親メーターで計量する発電設備＞



＜差分計量メーターで計量する発電設備＞



差分計量メーターで計量する発電設備容量の合計は、10キロワット未満とする。